

## 庁議付議事案書

開催・令和 4年 3月23日



所管部課	市民部 市民課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱 要綱の一部を改正する要綱について			
関係事項	条例規則	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	部課機関			
<p><b>1 要旨</b>            民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。当該要綱において、支援の対象者を明確にするために、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容            第3条第1号ウは、支援の対象者として、児童虐待を受けた児童である被害者について規定している。この規定は成年年齢の引き下げにかかわらず、満20歳に達するまでが対象となるため、「18歳以上の未成年者」を「18歳以上20歳未満の者」に改める。            同様の記載がある第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第6号様の裏面についても併せて改める。</p> <p>(2) 施行日            令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果            法改正の内容に沿った対応が図られる。</p>				
<p><b>2 経過（現時点に至るまでの経過）</b></p> <p>(1) 民法の一部を改正する法律の公布（平成30年6月20日）</p> <p>(2) 文書課において審査済み</p>				
<p><b>3 留意事項（問題点等）</b>            特になし</p>				
<p><b>4 主管部処理案（検討結果等）</b>            庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p><b>5 審議結果</b></p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。